

計画期間

令和3年度～令和12年度

長沼町酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和4年1月

長沼町

## 目 次

	ページ数
I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	… 1 ～ 2
1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	
2 畜産クラスター事業等の効果的な活用推進	
3 飼養規模の拡大	
4 飼養管理技術の向上	
5 飼料生産基盤の確立	
6 飼料の確保	
7 家畜排せつ物の利活用	
8 担い手の育成と労働軽減	
9 家畜衛生対策の充実強化	
10 畜産環境対策の強化	
11 畜産物の安全確保、ニーズを踏まえた生産供給	
II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標	… 2
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
2 肉用牛の飼養頭数の目標	
III 近代的な酪農経営方式又は肉用牛経営方式の指標	… 3 ～ 5
1 酪農経営方式	
2 肉用牛経営方式	
IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	… 6 ～ 7
1 乳牛（乳肉複合経営を含む）	
2 肉用牛	
V 国産飼料基盤の強化に関する事項	… 8
1 飼料自給率の向上	
2 具体的措置	
VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他の肉用牛の流通の合理化のための措置	… 9
1 集送乳の合理化	
2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	
VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	… 9

## I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

### 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本町の基幹産業である農業は、水稻作が展開されてきたが、昭和46年から始まった米の生産調整によって転作作物を取り入れ、水稻を主体とする本町農業が大きく変化し、現在、約8割の転作が行われている。麦・大豆・飼料作物等、土地利用型作物が作付けされているが、近年、都市近郊である地理的条件の優位性を活かした収益性の高い野菜等の生産が増加し、都市近郊型農業を展開している。近年の農業情勢は、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払制度、将来の担い手となる新規就農者への各種支援制度など農政改革の進展があるが、高齢化、人口減少など農業環境の変化が進み、農家戸数の減少、後継者不足により地域活力の低下が進んでいる。

本町の酪農・肉用牛の経営は、1戸当り飼養頭数の増頭による生産性の拡大が図られ、水田地帯においては肉用牛の導入による複合経営などを推進し、土地資源を活用し安定的な農業経営を目指している。

今後とも、畜産経営の発展を目指していくため、環境に配慮し消費者に信頼されるクリーンで良質な農畜産物の安定供給を基本とし、飼料自給率を高めるための水田活用・集約放牧の推進や乳量及び乳質の向上を図るための能力検定の活用など、経営管理及び飼養管理技術の改善による経営の体質強化を図る。

また、国際化にも対応のできる産地形成に向けて、地域の生産基盤の強化と収益性の向上を目指す畜産クラスターを活用し一層の生産振興を図る。

長沼町の農畜産業を持続的に発展させるため、次の項目に基づき各種取組みを推進し、高品質で低コストでかつ生産性の高い酪農及び肉用牛生産の実現を目指す。

### 2 畜産クラスター事業等の効果的な活用推進

酪農及び肉用牛生産基盤の強化と収益性の向上を図るため、町内関係機関と生産者が連携し、地域の現状と課題の分析を行い、地域の目標値を設定し具体化させる畜産クラスターの取組を関係者が一体となって推進する。

### 3 飼養規模の拡大

飼養頭数の増加を図るため、畜産クラスター事業等を活用し、施設の整備や高性能機械導入を進め、労働時間の負担軽減及び飼養環境の改善を図り、飼養管理及び飼養衛生を充実させる事で、飼養頭数及び生乳生産量の増加を目指す。

また、肉用牛経営においては、余剰で生じた労働力を生かし、生産基盤拡大加速化事業（増頭奨励事業）等を活用し、繁殖雌牛の増頭を図る。

### 4 飼養管理技術の向上

能力検定の実施による乳量及び乳質の向上を図るため、長沼町乳牛検定組合を通して、空知農業改良普及センター、NOSAI南空知と連携し、牛群検定データを活用した技術指導を行う。また飼料調整機械等の導入により作業効率を上げることで、省力出来た時間を飼養管理に充て管理技術を高めるとともに、経営情報システムの整備による経営管理により経営の体質強化を図る。家畜の改良は、生産性及び品質向上の基礎であり、その成果は食料自給率の向上にも資するもので、計画的な家畜改良を推進する。

### 5 飼料生産基盤の確立

高性能機械等を導入し、自給粗飼料の作付面積拡大及び適期収穫と高品質な粗飼料生産量の増加を図る。

自給飼料生産基盤に立脚した経営を確立するため、農地の集積・団地化を促進するとともに、牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、土壌診断分析による肥培管理など栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進、草地をフル活用した粗飼料の生産の拡大を推進する。

町内耕種農家を中心とする飼料生産受託組織が形成されており、飼料生産のアウトソーシング化により、良質な飼料自給生産している。今後も当該組織との連携を図り、畜産農家の規模拡大・コスト低減に繋げる。

自給飼料生産基盤に立脚した酪農・畜産を確立するため、集約放牧の普及、水田放牧を進めるなど、地域の土地条件や気象条件等に応じた放牧を推進する。

飼料自給率の向上、経営コストにおける飼料費の低減を図るため、道内産稲わらの利用、水田作における稲発酵粗飼料（WCS）や飼料用米の活用を推進する。また、近年では新たな輪作体系の一つとして子実用とうもろこしの作付け拡大が進められ、輸入とうもろこしの代替となる飼料の確保にも繋がっている。

### 6 飼料の確保

自給飼料の生産拡大に向け植生改善の取り組みとして、農協及び農業改良普及センターが中心となって、収量・植生調査を行い分析結果について生産者へフィードバックしてWSC等の良質粗飼料生産の推進に取り組んでいる。

また、低コストかつ高品質な配合飼料の安定的な供給を図るため、農協等関係機関が配合飼料の流通及び給与等に関する情報提供を適時適切に行う。

### 7 家畜排せつ物の利活用

堆肥散布機等の機械を導入し、堆肥を効率的に散布することで、粗飼料の生産コストの削減や適期作業による粗飼料の高品質化、生産量の増加を図る。

畜産農家の麦かん、稲わら等の水分調整剤の必要量及び耕種農家の堆肥の必要量や受入可能量等を把握し、堆肥と敷料の円滑な確保を進めるため、耕畜連携を強化し必要な情報提供を行う。

家畜排せつ物活用技術研修会などを開催し、堆肥の利用技術等の向上に努める。

### 8 担い手の育成と労働軽減

認定農業者等を担い手として明確に位置づけ、施策の重点化により競争力の高い生産構造の確立を目指す。

経営や地域社会への一層の女性の参画や、後継者への円滑な経営継承、高齢者が有する高度な技術を活用し、幅広い人材の育成・確保に努める。

労働負担の軽減や作業の効率化を図るため、酪農ヘルパー、飼料生産受託組織など家族経営を地域でサポートする多様な営農支援システムの確立を図る。また、こうしたシステムの活用により、自給飼料の安定生産や飼養管理等への集中による生産性の向上、後継者等の技術習得などにより、所得向上や担い手確保を推進する。

飼料作物収穫や堆肥散布機等の高性能省力化機械の導入により、労働負担の軽減を図るとともに、ICT（情報通信技術）を組み合わせた新たな飼養管理システムについても普及を目指す。

9 家畜衛生対策の充実強化

家畜伝染病の侵入防止とまん延防止を図るため、日頃からの家畜や施設等の消毒の徹底や部外者の立入制限など農場段階における自主的な取組が重要なため、畜産農家の飼養衛生管理基準の徹底及び意識高揚など自主的な衛生管理を遵守するよう指導を強化するとともに、町内外の関係機関と連携し的確かつ効率的な家畜防疫対策を行う。また、万が一発生した場合には、被害を最小限度に抑えるよう防疫体制の整備等に努める。

10 畜産環境対策の強化

環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成17年3月策定）の遵守を通じ、農業者の環境保全に向けた取組みを推進する。

町・農協等により巡回調査を行い、家畜排せつ物の管理の適正化と適切な堆肥化処理や散布作業など家畜排せつ物法を遵守するよう指導を行う。また、堆肥舎等の管理施設の規模が不足している畜産農家には、保全管理を徹底し、野積みやれき汁の流出を防止するよう指導徹底するとともに、改善策を検討する。

11 畜産物の安全確保、ニーズを踏まえた生産供給

安全・安心な農畜産物を生産するため、ポジティブリスト制度等を活用し、生産段階での農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底に努め、生産段階における衛生管理の徹底等を推進する。

都市住民や修学旅行生等を対象とした「農家民宿事業」と食育を含めた農作業体験による「都市との共生・対流事業」を核としたグリーン・ツーリズム事業を活用し、子どもたちや保護者への「食」等に関する教育や、生産者と消費者との双方向の情報交流の促進等の取組みを推進する。

地域の農畜産物を活用した特産品の開発を支援するため、関係機関と連携し、農業の6次産業化や農工商連携を推進し農業所得の向上を目指す。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
長沼町	長沼町一円	頭 749	頭 452	頭 403	kg 10,070	t 4,058	頭 853	頭 515	頭 459	kg 10,782	t 4,949

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。  
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。  
 3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）							
		肉専用種				乳用種等				肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	繁殖雌牛		肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
長沼町	長沼町一円	頭 2,005	頭 579	頭 206	頭 162	頭 947	頭 936	頭 122	頭 1,058	頭 2,373	頭 746	頭 280	頭 224	頭 1,250	頭 1,123	頭 0	頭 1,123

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。  
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。  
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 近代的な酪農経営方式又は肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式  
単一経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標														備考			
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人										
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働					経営		
生乳1kg当たり費用合計(現状平均規模との比較)	経産牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																		
スタンション(集約放牧)約60頭	家族経営	頭	ST	ヘルパー	TMR	( ha) 集約放牧	kg 10,350	産次 4	kg イネ科主体 3,120	ha 121	個別完結	-	% 71	% 65	割 10	円(%) 66	hr 75	hr 3,901 (1,800)	万円 5,897	万円 4,146	万円 1,751	万円 955		
フリーストール120頭	法人経営	120	FM	ヘルパー	TMR	舎飼	9,788	4	イネ科主体 3,120	148	個別完結	-	71	65	7	66	40	4,801 (2,000)	13,963	10,142	3,821	1,910		

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。  
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。  
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標																備考	
	経営形態	飼養形態					牛				飼料						人							
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働	経営				
子牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																		
肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	30	牛房群飼	—	分離給与	3	12.5	24.0	去勢8雌8	去勢253雌235	3,120	112	—	—	92	90	10	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
376,947	65.9	2,360(1,800)	2,040	1,380	660	510																		
肉専用種繁殖経営(専業)	家族経営専業	30	牛房群飼	—	分離給与	8	12.5	24.0	去勢8雌8	去勢253雌235	3,120	49	—	—	92	90	10	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
409,584	80.0	2,722(1500)	2,350	1,040	1,310	720																		

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。  
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。  
 3. (注) 1, 2については、「2 肉用牛経営方式」についても同様とする。

(2) 肉牛用（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標																	備考	
	経営形態	飼養形態					牛					飼料							人						
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用（放牧地面積）	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化	購入国産飼料（種類）	飼料自給率（国産飼料）	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働	経営				
肥育牛1頭当たり費用合計（現状との比較）	肥育牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間（主たる従事者）	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																			
肉専用種一貫経営（専業）	法人経営	700	牛房群飼	-	分離給与	-	ヶ月 去勢8 雌 8	ヶ月 去勢26 雌 27	ヶ月 去勢18 雌 19	kg 去勢770 雌 660	kg 去勢0.932 雌 0.769	3,120	-	-	-	% 36	% 27	割 1	円（%） 775,157	hr 10.9	hr 3,380 (2,000)	万円 16,830	万円 15,770	万円 1,060	万円 960
乳用種哺育・育成経営（専業）	法人経営	1,200	牛房群飼	-	分離給与	-	-	去勢6 雌 7	-	去勢270 雌 250	-	3,120	-	飼料生産受託組織	-	29	19	1	254,387	11	6,687 (1,800)	33,820	30,820	3,000	1,500

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。  
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

#### IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

##### 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）

###### (1) 地域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
長沼町	現在	戸 658	戸 6	% 1	頭 749	頭 452	頭 125
	目標	-	6 ( )	-	853	515	142

(注) 「飼養農家戸数」欄の ( ) には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

###### (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

###### ① 規模拡大のための取組

施設の整備や高性能機械の導入に取り組み、飼養管理・飼養衛生の充実と労働負担の軽減を図り飼養頭数・生乳生産量の増加を目指す。

また、施設を新たに導入した酪農家においては、省力化を図るモデルケースとして、経営により得た知見・情報を地元に還元・普及させるため、視察者等の受け入れや技術講習会等を積極的に実施する。

###### ② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

牛群検定データを活用し、適正な飼養管理に努め、発情の早期発見や受胎率の向上や死亡率の低減、分娩間隔の短縮等により、1頭当たりの生乳生産量の向上を図る。

飼養衛生管理マニュアルの作成及びチェックシートでの飼養管理の確認を行い、飼養衛生管理基準の遵守を図り家畜伝染病の侵入防止を徹底するとともに、飼養管理技術の向上を図り、農場HACCP及び畜産GAPの取得に向け取り組む。

###### ③ ①・②を実現するための地域連携の取組

飼料生産の外部化により、粗飼料生産に係る時間を省力化し、畜産農家の規模拡大とコスト低減を図る。畜産農家のゆとりを創出するヘルパー要員の充実を進め、労働時間の削減や、余剰した労働時間を活用し、飼養管理の向上を図る。

生産者をはじめ、町、農協及び関係機関が連携し、畜産クラスター事業等を活用し、施設や機械等の導入など取り組みを推進する。



2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種			乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
繁殖専用 経営種	長沼町	現在	戸 658	戸 10	% 2	頭 385	頭 385	頭 329	頭 44	頭 12		
		目標	/	9		463	463	396	53	14		
一肉 貴専用 経営種	長沼町	現在	658	(1) 2	0	562	562	250	162	150		
		目標	/	( 1 ) 2		787	787	( ) 350	( ) 227	210		
・乳 育用 成種 経営 営育	長沼町	現在	658	1	0	1,058				1,058	936	122
		目標	/	( ) 1		1,123		( ) ( )		1,123	1,123	0

(注) ( ) 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

高性能機械等を導入し、労働時間の負担を軽減し良質で低コスト自給飼料の生産拡大を図る。また、余剰で生じた労働力を活かし、生産基盤拡大加速化事業等を活用し、繁殖雌牛の増頭を図り、生産基盤の拡大を図る。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

飼養衛生管理マニュアルの作成及びチェックシートでの飼養管理の確認を行い、飼養衛生管理基準の遵守を図り家畜伝染病の侵入防止を徹底するとともに、飼養管理技術の向上を図り、農場HACCP及び畜産GAPの取得に向け取り組む。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

飼料生産の外部化により、粗飼料生産に係る時間を省力化し、畜産農家の規模拡大とコスト低減を図り、畜産農家が生産した堆肥を飼料生産受託農地に還元することによる構築連携を実践する。畜産農家のゆとりを創出するヘルパー要員の充実を進め、労働時間の削減や、余剰した労働時間を活用し、飼養管理の向上を図る。

生産者をはじめ、町、農協及び関係機関が連携し、畜産クラスター事業等を活用し、機械等の導入など取り組みを推進する。

## V 国産飼料基盤の強化に関する事項

### 1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	71.0%	71.0%
	肉用牛	41.0%	43.0%
飼料作物の作付延べ面積		928ha	1,076ha

### 2 具体的措置

#### ① 粗飼料基盤強化のための取組

高性能機械等を導入し、自給粗飼料の作付面積拡大及び適期収穫と高品質な粗飼料生産量の増加を図る。

自給飼料生産基盤に立脚した経営を確立するため、農地の集積・団地化を促進するとともに、牧草の優良品種を用いた計画的な草地整備改良による植生改善をはじめ、土壌診断分析による肥培管理など栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進、草地をフル活用した粗飼料の生産の拡大を推進する。

町内耕種農家を中心とする飼料生産受託組織が形成されており、良質な飼料自給生産している。今後も当該組織との連携を図り、畜産農家の規模拡大・コスト低減に繋げる。

#### ② 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

輪作作物として注目されている子実とうもろこしについて、地域の輪作体系を確立させ、連作障害のリスクの低減を図るため、近年、子実とうもろこしの生産者団体を主として作付け拡大を推進しており、長沼町地域農業再生協議会においても産地交付金等において支援しており、更なる飼料生産の確保と安定を図る。

また、稲わらの利用、水田作における稲発酵粗飼料（WCS）や飼料用米の利用を促進する。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他の肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

農業協同組合及び指定生乳生産者団体、それぞれが主体となって行う生乳流通の安定とコスト低減を図るため、関係団体と連携しながら、生産生乳量に対応した輸送体制等を維持する。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在(平成30年度)				目標(令和12年度)			
		出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
			道内 ②	道外			道内 ②	道外	
長沼町	肉専用種	162頭	162頭		100%	432頭	43頭	389頭	9%
	交雑種	434頭	434頭		100%				

(2) 肉用牛の流通の合理化

畜産経営体質強化支援資金を活用した和牛一貫体制の構築や生産基盤拡大加速化事業を活用した高品質な繁殖雌牛の増頭等を実施するとともに、飼養衛生管理の向上を図ることで長沼肉用牛のブランド化の確立を目指す。  
また、出荷体制については当該ブランドの確立を図ることで、海外輸出の開始や高価買取を行う国内新販路の開拓等、道外を中心とした出荷に取り組む。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

【事項番号① 肉用牛・酪農経営の増頭・増産 (対象地域：長沼町)】  
畜産クラスター協議会及び関係機関が連携し、畜産クラスター計画に基づき増頭を目指す。

【事項番号③ 経営を支える労働力や次世代の人材確保 (対象地域：長沼町)】  
新規就農希望者の研修等、担い手センターやグリーンツーリズム運営協議会と中心的な経営体が連携し、農業研修生や農業体験を積極的に受け入れ、担い手育成の推進を図る。また、畜産経営の指導農業士を紹介するとともに地域での協議・検討の会議において、指導を受けられる体制づくりを取り進める。

【事項番号⑤ 国産飼料基盤の強化 (対象地域：長沼町)】  
優良多収品種の普及や草地の整備等により自給粗飼料の生産拡大を図る。また、作付け面積の拡大や植生改善に向け、土壌分析を実施し、収量の確保や増収を図る。